

事例コード | 201701

2017 年（平成 29 年） 九州北部豪雨

1. 災害の概要

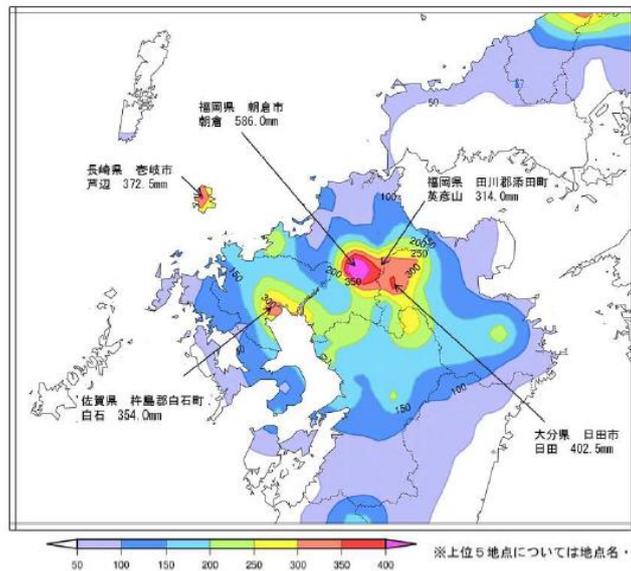
(1) 被害の概要

①気象条件の特徴

- ・ 梅雨前線が平成 29 年 7 月 5 日から 6 日にかけて西日本に停滞し、この影響で、九州北部地方を中心に大雨となった。
- ・ 九州北部地方では、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込み、前線の南側で線状降水帯が形成された。福岡県及び大分県では、5 日昼頃から夜遅くにかけて猛烈な雨が降り続き、記録的な大雨となった。これにより、5 日 17 時 51 分に福岡県、19 時 55 分に大分県に、大雨特別警報を発表した。
- ・ 福岡県朝倉市で 129.5 ミリの 1 時間降水量を観測したほか、最大 24 時間降水量は福岡県朝倉市で 545.5 ミリ、大分県日田市で 370.0 ミリとなって平年の 7 月の降水量を超えるなど、統計開始以来の 1 位の値を更新した。

●参考：7月5日0時～7月6日24時の観測データ（九州北部地方）

・期間降水量分布図（7月5日0時～7月6日24時）



24時間降水量の多い方から20位（7月5日0時～7月6日24時）

順位	都道府県	市町村	地点名(よみ)	降水量		
				(mm)	月日	時分
1	福岡県	朝倉市	朝倉(アサクラ)	545.5	7/06	11:40
2	大分県	日田市	日田(ヒタ)	370.0	7/06	10:50
3	長崎県	壱岐市	芦辺(アシヘ)	362.5	7/06	24:00
4	佐賀県	杵島郡白石町	白石(シロイシ)	328.5	7/06	22:30
5	大分県	中津市	耶馬溪(ヤハケイ)	292.5	7/06	08:40
6	佐賀県	佐賀市	川副(カワソエ)	290.5	7/06	22:50
7	福岡県	田川郡添田町	英彦山(ヒコサン)	288.0	7/06	08:00
8	熊本県	阿蘇郡南小国町	南小国(ミナモト)	272.5	7/06	09:10
9	大分県	豊後大野市	犬飼(イヌカイ)	268.0	7/06	11:50
10	福岡県	柳川市	柳川(ヤナガワ)	256.5	7/06	23:00
11	福岡県	糸島市	前原(マエハル)	247.5	7/06	23:30
12	長崎県	壱岐市	石田(イシダ)	*247.0	7/06	23:50
13	熊本県	玉名市	岱明(タイメイ)	219.0	7/06	24:00
14	熊本県	山鹿市	鹿北(カホク)	217.5	7/06	24:00
15	熊本県	上益城郡山都町	山都(ヤマト)	210.0	7/06	24:00
16	佐賀県	佐賀市	佐賀(サカ)	195.5	7/06	22:40
17	熊本県	宇土市	宇土(ウト)	185.0	7/06	24:00
18	長崎県	南島原市	口之津(クチノツ)	184.5	7/06	24:00
19	熊本県	阿蘇郡南阿蘇村	阿蘇山(アソサン)	175.0	7/06	22:20
20	大分県	竹田市	竹田(タケタ)	169.5	7/06	11:30

*：欠測が期間内に含まれます

1時間降水量の多い方から20位（7月5日0時～7月6日24時）

順位	都道府県	市町村	地点名(よみ)	降水量		
				(mm)	月日	時分
1	福岡県	朝倉市	朝倉(アサクラ)	129.5	7/05	15:38
2	長崎県	壱岐市	芦辺(アシヘ)	90.0	7/06	02:44
3	大分県	日田市	日田(ヒタ)	87.5	7/05	18:44
4	長崎県	南島原市	口之津(クチノツ)	82.0	7/06	06:35
5	熊本県	山鹿市	鹿北(カホク)	72.0	7/06	03:10
5	熊本県	上益城郡山都町	山都(ヤマト)	72.0	7/06	05:07
7	熊本県	阿蘇郡南阿蘇村	阿蘇山(アソサン)	71.5	7/06	04:22
8	熊本県	阿蘇市	阿蘇乙姫(アソトヒメ)	70.0	7/06	03:50
9	長崎県	佐世保市	佐世保(サセホ)	69.0	7/06	19:42
10	熊本県	玉名市	岱明(タイメイ)	68.5	7/06	03:48
11	熊本県	菊池市	菊池(キクチ)	64.5	7/06	03:56
12	熊本県	上益城郡甲佐町	甲佐(カサ)	61.5	7/06	05:16
13	熊本県	阿蘇郡南阿蘇村	南阿蘇(ミナミアソ)	60.5	7/06	04:32
14	熊本県	上益城郡益城町	益城(マシキ)	58.5	7/06	04:09
15	福岡県	田川郡添田町	英彦山(ヒコサン)	58.0	7/06	17:07
16	長崎県	壱岐市	石田(イシダ)	*54.0	7/06	02:29
16	佐賀県	佐賀市	川副(カワソエ)	54.0	7/06	00:06
18	佐賀県	杵島郡白石町	白石(シロイシ)	53.5	7/06	03:35
19	福岡県	糸島市	前原(マエハル)	53.0	7/06	02:11
19	長崎県	松浦市	松浦(マツウラ)	53.0	7/06	03:31
19	長崎県	島原市	島原(シマハラ)	53.0	7/06	04:42

*：欠測が期間内に含まれます

図 平成 29 年 7 月の九州北部豪雨の気象概況

(出典) 気象庁「平成 29 年 7 月九州北部豪雨について」

(https://www.jma.go.jp/jma/press/1707/19a/20170719_sankou.pdf) より作成

- 福岡県朝倉市黒川においては、最大 24 時間降雨量は 829mm（～7 月 6 日 8 時）となり、7 月 5 日 14 時 10 分に土砂災害警戒情報を発表した。

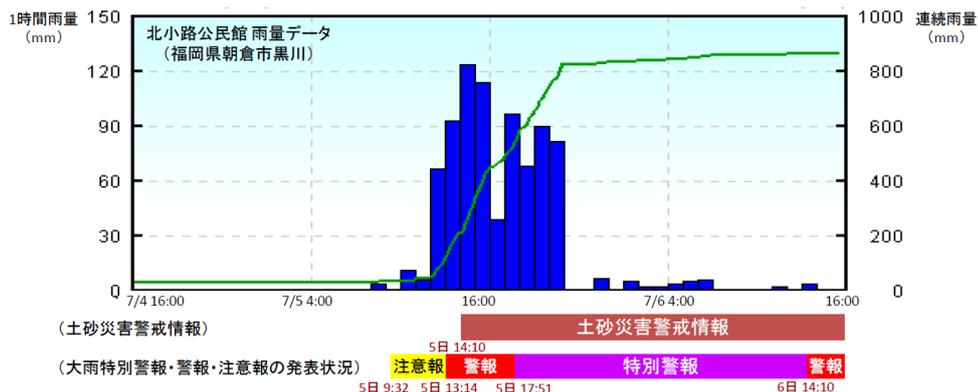


図 平成 29 年 7 月の朝倉市黒川における降雨状況

(出典) 国土交通省「平成 29 年 7 月九州北部豪雨による土砂災害の概要<速報版>Vol.6 (平成 29 年 9 月 4 日時点)」(http://www.mlit.go.jp/river/sabo/h29_kyushu_gou/gaiyou.pdf)

②被害の特徴

- この記録的な大雨により、福岡県、大分県の両県では、死者 39 名の人的被害の他、多くの家屋の全半壊や床上浸水 など、甚大な被害が発生した。
- 加えて、水道、電気等のライフラインの他、道路や鉄道、地域の基幹産業である農林業にも甚大な被害が生じた。また、発災 直後には 2,000 名を超える方々が避難生活を送ることになった。
- 土砂災害については、福岡県、大分県以外に、熊本県、長崎県等でも発生しており、合計 307 件の土砂災害が発生した。

表 災害状況

	市町村	人的被害			住家被害					非住家被害
		死者	負傷者	行方不明者	全壊	半壊	(一部破損) (損壊)	床上浸水	床下浸水	
福岡県	朝倉市	33	11	2	248	791	0	0	424	733
	東峰村	3	2	0	26	37	8	12	73	7
	うきは市	1	0	0	0	0	0	0	4	1
	久留米市	0	3	0	0	0	0	1	0	0
	添田町	0	0	0	1	1	0	2	23	10
	北九州市	0	0	0	0	2	30	4	47	0
	筑後市	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	嘉麻市	0	0	0	0	0	0	1	2	0
	芦屋町	0	0	0	0	0	0	2	2	0
	柳川市	0	0	0	0	0	0	0	6	0
	八女市	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	行橋市	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	中間市	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	大刀洗町	0	0	0	0	0	0	0	2	0
苅田町	0	0	0	0	0	0	0	4	0	
大分県	大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	中津市	0	4	0	2	3	2	7	57	40
	日田市	3	0	0	45	266	0	143	781	554
	竹田市	0	0	0	0	0	2	0	3	1
	豊後大野市	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	宇佐市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	2	0

(出典) 福岡県「平成 29 年 7 月九州北部豪雨に関する情報 (第 172 報)」(平成 30 年 2 月 21 日現在)
大分県「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」に関する災害情報について (最終報)」(平成 29 年 8 月 31 日現在)



図 土砂災害の発生状況

(出典) 国土交通省「平成29年7月九州北部豪雨による土砂災害の概要<速報版>Vol.6 (平成29年9月4日時点)」(http://www.mlit.go.jp/river/sabo/h29_kyushu_gouu/gaiyou.pdf)



図 平成29年7月九州北部豪雨の被害状況

(出典) 内閣府「平成29年7月九州北部豪雨による被害(土砂災害)」(平成29年10月30日)

③流木発生量

- ・ 斜め写真等を基に判読を行い、流木発生量の調査を実施。一連の豪雨により発生した流木量は約 21 万 m³（約 17 万 t）と推定された。
- ・ 一般的な土石流災害における発生流木量との比較を行った結果、過去の災害では、単位面積あたりの発生流木量は概ね 1,000m³/km² 以下であるが、今回の災害では 288 溪流中、約半数の 134 溪流で 1,000m³/km² を超えて流木が発生し、また最も多い赤谷川の溪流ではその約 20 倍に達するところがあるなど過去最大級の流木災害となった。

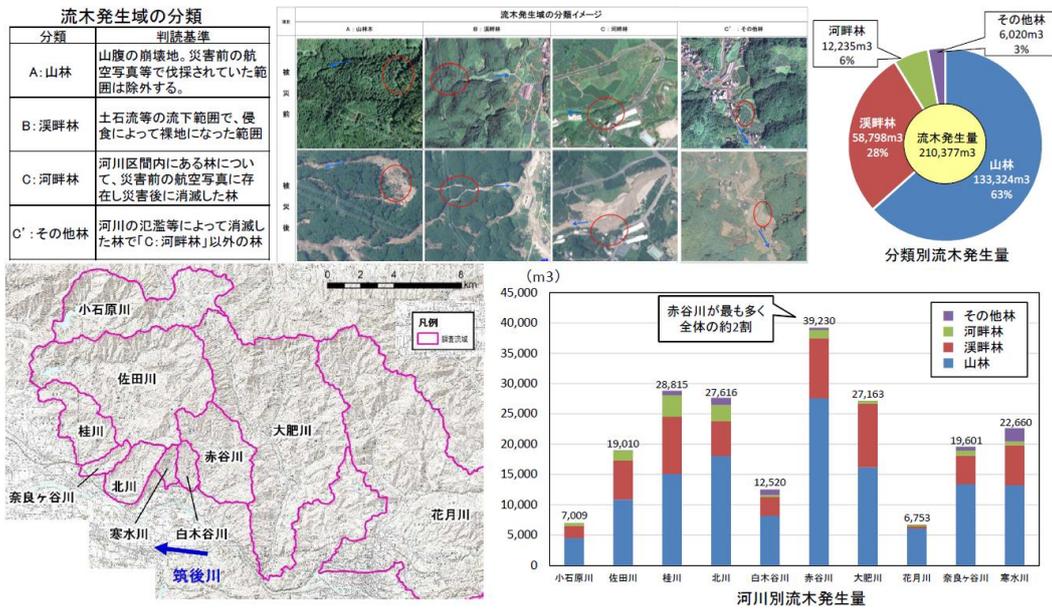


図 流木発生量

(出典) 国土交通省「平成 29 年 7 月九州北部豪雨による土砂災害の概要<速報版> Vol.6 (平成 29 年 9 月 4 日時点)」 (http://www.mlit.go.jp/river/sabo/h29_kyushu_gou/gaiyou.pdf)

2. 災害復興施策事例の索引表

201701	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策 1: 被災状況等の把握				
施策 2: がれき等の処理	●	→	【20170101, p383】 (福岡県)	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策 1: 復興体制の整備				
施策 2: 復興計画の作成		●	→ 【20170102, p383】 (朝倉市)	
		●	→ 【20170103, p389】 (東峰村)	
		●	→ 【20170104, p393】 (大分県)	
		●	→ 【20170105, p394】 (日田市)	
施策 3: 広報・相談対応の実施				
施策 4: 金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策 1: 緊急の住宅確保		●	→ 【20170106, p394】 (日田市)	
施策 2: 恒久住宅の供給・再建			【20170107, p395】 (日田市)	●
施策 3: 雇用の維持・確保				
施策 4: 被災者への経済的支援				
施策 5: 公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策 1: 公共施設等の災害復旧				
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備				
施策 3: 都市基盤施設の復興				
施策 4: 文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策 1: 情報収集・提供・相談				
施策 2: 中小企業の再建		●	→ 【20170108, p396】 (中津市)	
施策 3: 農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

(1) がれき等の処理

【20170101】流木等の除去（福岡県）

- 九州北部における豪雨により、筑後川右岸側を中心に甚大な被害が発生。特に、福岡県管理区間の筑後川水系赤谷川（あかたにがわ）、大山川（おおやまがわ）及び乙石川（おといしがわ）（いずれも朝倉市）の流域では、上流で山腹崩壊が多数発生したことに伴い、大量の土砂や流木により河道が埋塞し、次の出水時に二次災害が発生するおそれが極めて高い状況であった。
- このため、緊急的な対策が必要であるとともに、土砂の流動性が高いことなどにより高度な技術を要することから、福岡県知事から国へ要請し、改正河川法に基づく新たに創設した権限代行制度により、国が緊急的な河道の確保に向けた流木等の除去を実施した。

表 工事概要

河川の名称	筑後川水系赤谷川、大山川、乙石川
区間	赤谷川 筑後川との合流点～朝倉市杷木赤谷（はきあかたに）地先 大山川 赤谷川との合流点～朝倉市杷木大山（はきおおやま）地先 乙石川 赤谷川との合流点～朝倉市杷木松末（はきますえ）地先
工事の内容	河道内の堆積土砂及び流木の除去
工事開始の日	平成 29 年 7 月 18 日（火）

(出典) 国土交通省「権限代行による福岡県管理河川の土砂・流木の除去を国が緊急的に実施～改正河川法で新たに創設した制度の適用第 1 号～」

(http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000031.html) より作成

- 平成 29 年 9 月 12 日の段階で、赤谷川下流東林田地区の河道掘削が進み、流路の確保が完了、赤谷川及び乙石川中・下流部、大山川の流木撤去が概ね完了、赤谷川に近接している二次災害の危険がある施設や住家周辺の河岸防護が概ね完了した。
- 平成 29 年 9 月 29 日の段階で、赤谷川、乙石川及び大山川において、通常の降雨を流下させる流路の確保が概ね完了した。
- 整備の効果を確保するため、赤谷川中流部に土砂止め工を整備し、地域の安全性を高めるため、再度下流からの追加掘削を継続実施し、平成 29 年 12 月 27 日に、1 号土砂止め工（仮設）、2 号土砂止め工（仮設）が完成した。

(2) 復興計画の策定

【20170102】復興計画の策定（朝倉市）

①復興計画の目的と位置づけ

○復興計画の目的

- 復興計画は、今回の豪雨災害からの復旧・復興に向け、概ね 10 年間に取り組むべき施策を示すことを目的として策定した。計画では、復興の理念を定めるとともに、今後取り組むべき復旧・復興の基本施策を体系的にまとめた。

○復興計画の位置づけ

- 市政運営の基本計画である「第 1 次朝倉市総合計画」や「朝倉市総合戦略」等の長期計画との整合性を図るとともに、今後策定予定の「第 2 次朝倉市総合計画」も見据えながら、未来へつなげる計画とした。
- なお、復旧・復興が進むにつれて市民ニーズの変化や今後新たな課題等が生じた場合には、必要に応じて施策の見直しを行うなど柔軟性をもって対応することとした。

②計画期間と内容

○計画期間

- 今回の豪雨災害発生から概ね 10 年後の姿を見据えながら、以下の 3 期に分け、段階的かつ着実に復旧・復興に取り組むこととした。
- 復旧期：平成 29 年度から概ね平成 31 年度まで
 - 生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活基盤、インフラなどの復旧に加え、再生・発展に向けた準備を進める期間とした。

○復興ビジョン・基本理念

- ・ 朝倉市復興計画策定委員会での議論や地区別復旧・復興推進協議会の意見等を踏まえ、復興ビジョンとして『山・水・土、ともに生きる朝倉』を掲げた。
- ・ この復興ビジョンを支える3つの基本理念として、「安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生」、「市民の命を守る安全な地域づくり」、「地域に活力をもたらす産業・経済の復興」を定め、基本理念ごとに具体的な施策を体系的にまとめた。



図 朝倉市の基本理念

(出典) 朝倉市「朝倉市復興計画 平成30年3月」

③復興計画の策定体制

- ・ 復興計画の策定に当たっては、市民の意見や有識者等の幅広い考えを取り入れ、復旧・復興施策を総合的かつ円滑に推進していくため、次のような組織体制で検討を進めた。

○災害復旧・復興推進本部

- ・ 復興に関して必要な事項を協議し、所要の調整及び推進を図る意思決定機関として復旧・復興推進本部を設置した。

○朝倉市復興計画策定委員会

- ・ 市民及び災害復旧・復興に関し識見を持つ者で構成する「朝倉市復興計画策定委員会」を設置した。委員長及び副委員長は、第1回委員会で委員の互選により、三谷泰浩 九州大学工学研究院教授、塚原健一 九州大学工学研究院教授がそれぞれ選出された。
- ・ 委員会は平成29年11月12日から平成30年3月4日にわたり計4回開催された。

表 朝倉市復興計画策定委員会における主な議題

回	開催日	主な議題
第1回	平成29年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝倉市復興計画の構成(案)及び全体スケジュールについて ・ 第1回地区別復旧・復興推進協議会の結果について ・ 朝倉市復興計画骨子の方向性について ・ 今後の進め方について
第2回	平成29年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査結果(速報)について ・ 第2回地区別復旧・復興推進協議会の結果について ・ 朝倉市復興計画骨子(案)について
第3回	平成30年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査結果について ・ 第3回地区別復旧・復興推進協議会の結果について ・ 朝倉市復興計画(原案)について
第4回	平成30年3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝倉市復興計画(案)について

(出典) 朝倉市からの提供資料より作成

表 復興計画策定委員会委員一覧

区分	所属・役職等
委員長	九州大学復興支援団 大学院工学研究院教授
副委員長	九州大学復興支援団 大学院工学研究院教授
委員	九州大学復興支援団 大学院芸術工学研究院教授
委員	九州大学復興支援団 大学院工学研究院助教
委員	九州地方整備局 企画部環境調整官
委員	九州農政局 地方参事官
委員	九州森林管理局 治山課長
委員	県（企画・地域振興部）総合政策課長
委員	県（農林水産部）農村森林整備課長
委員	県（県土整備部）河川課参事
委員	松末地域コミュニティ協議会会長
委員	杷木コミュニティ協議会会長
委員	久喜宮地域コミュニティ協議会会長
委員	志波地域コミュニティ協議会会長
委員	朝倉地域コミュニティ協議会会長
委員	高木地区コミュニティ協議会会長
委員	三奈木地区コミュニティ協議会会長
委員	蜷城地区コミュニティ協議会会長
委員	筑前あさくら農協 経済常務
委員	筑前あさくら農協 女性部
委員	朝倉森林組合 参事
委員	朝倉商工会議所 専務
委員	朝倉市商工会 女性部長
委員	朝倉青年会議所 理事
委員	朝倉市小学校PTA連合会 母親部会
委員	朝倉市中学校PTA連合会 母親部会
委員	朝倉市女性消防団 部長

※委員長及び副委員長は、第1回委員会で委員の互選により決定された。

（出典）朝倉市「朝倉市復興計画策定委員会 資料」より作成

○地区別復旧・復興推進協議会

- ・ 市民の復旧・復興への「思い」、「願い」を復興計画に反映できるよう、特に被害が大きい8地区に「地区別復旧・復興推進協議会」を設け、市民に寄り添い、市民の思いを大切にしまちづくりに取り組むこととした。
- ・ 協議会は平成29年9月から平成30年2月にわたり計24回開催した。

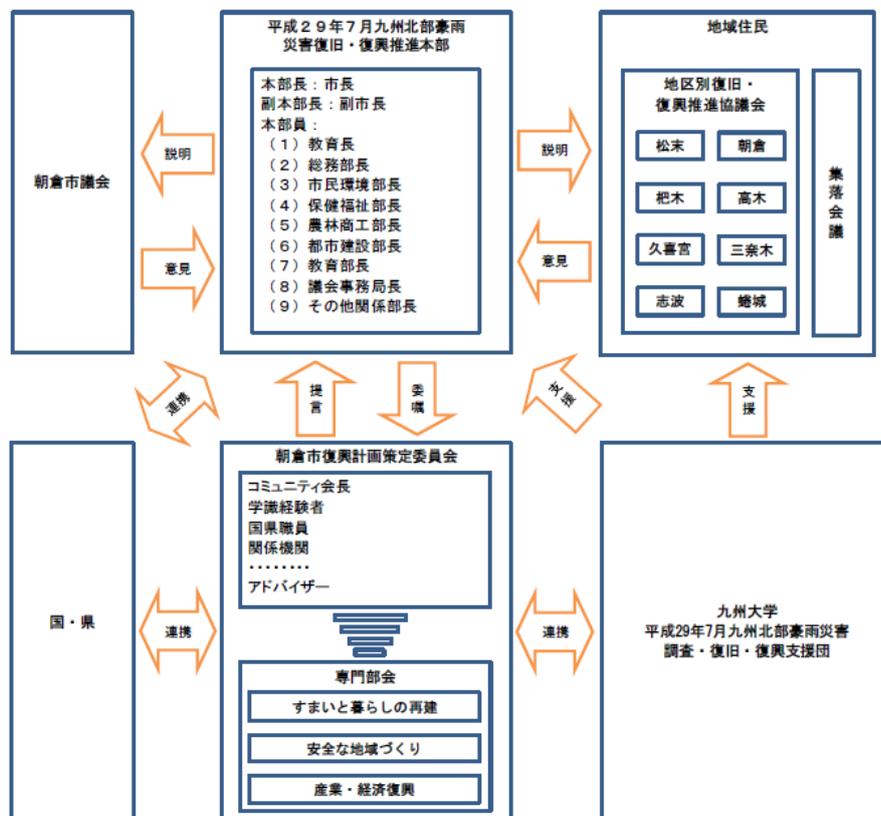


図 朝倉市復興基本計画の組織体制

(出典) 朝倉市「朝倉市復興計画 平成30年3月」

④復興計画の策定プロセス

- ・ 復興計画策定の工程表として、平成 29 年 8 月に「朝倉市復興計画策定の進め方」を策定した。
- ・ 前述の「朝倉市復興計画策定委員会」、「地区別復旧・復興推進協議会」のほか、市民アンケート調査、パブリックコメント、住民説明会等を通じて、市民等の数多くの意見を復興計画に取り入れた。

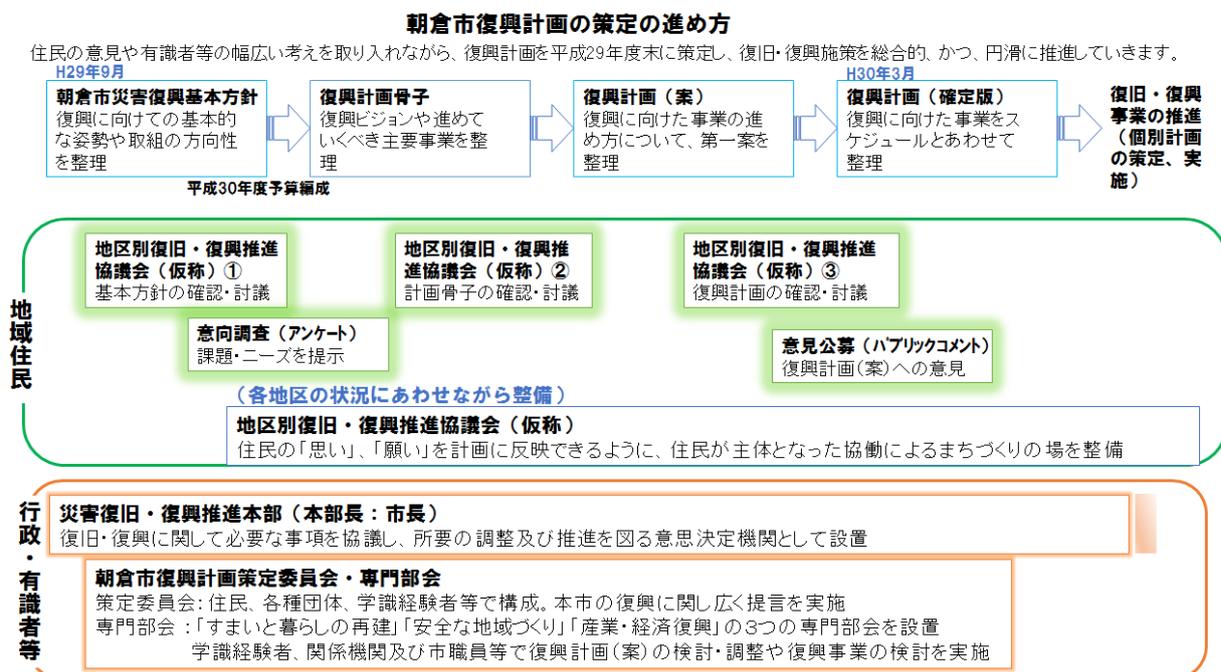


図 朝倉市復興計画の策定の進め方

(出典) 朝倉市からの提供資料より作成

表 朝倉市復興計画の策定プロセス

日付	内容
平成 29 年 7 月 5 日～7 月 6 日	平成 29 年 7 月九州北部豪雨
平成 29 年 8 月 17 日	「朝倉市復興計画策定の進め方」策定・公表
平成 29 年 9 月 7 日	「朝倉市復興計画基本方針」策定・公表
平成 29 年 9 月 22 日～10 月 13 日	第 1 回地区別復旧・復興推進協議会(8 地区)
平成 29 年 11 月 12 日	第 1 回朝倉市復興計画策定委員会
平成 29 年 11 月 27 日～12 月 11 日	市民アンケート調査
平成 29 年 12 月 11 日～12 月 18 日	第 2 回地区別復旧・復興推進協議会(8 地区)
平成 29 年 12 月 25 日	第 2 回朝倉市復興計画策定委員会
平成 29 年 12 月 28 日	「朝倉市復興計画(案)」策定・公表
平成 30 年 1 月 24 日～2 月 4 日	第 3 回地区別復旧・復興推進協議会(8 地区)
平成 30 年 2 月 10 日	第 3 回朝倉市復興計画策定委員会
平成 30 年 2 月 16 日～2 月 26 日	復興計画(案)に対するパブリックコメント(意見公募手続)
平成 30 年 2 月 17 日、2 月 18 日	復興計画(案)に関する住民説明会(3 会場)
平成 30 年 3 月 4 日	第 4 回朝倉市復興計画策定委員会
平成 30 年 3 月 14 日	「朝倉市復興計画」を朝倉市議会に上程 「朝倉市復興計画審査特別委員会」設置
平成 30 年 3 月 20 日	「朝倉市復興計画」を朝倉市議会が議決 「朝倉市復興計画」策定・公表

(出典) 朝倉市からの提供資料より作成

【20170103】復興計画の策定（東峰村）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ これからの復旧・復興に向けて、災害を経験して得た教訓を活かし、「東峰村総合計画」に掲げる将来像『美しい山里を継承し 豊かな暮らしを創造する 幸せな村』を実現するための、むらづくりの指針として東峰村復興計画を策定した。

○計画の位置づけ

- ・ 復興計画は、豪雨より前の平成 27 年 3 月に策定され、村づくりの基礎を築くための指針である「第 2 次東峰村総合計画（総合計画）」の一部として位置づけられた。
- ・ 総合計画の各行政分野の施策に災害からの復旧・復興の視点を取り入れるとともに、豪雨より前の平成 28 年 1 月に策定された、人口減少の克服や地方創生に向けた「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」等の取組みとの連動にも留意し、各種事業の方向性（実施時期、整備・取組みの考え方、役割分担等）についてとりまとめた。

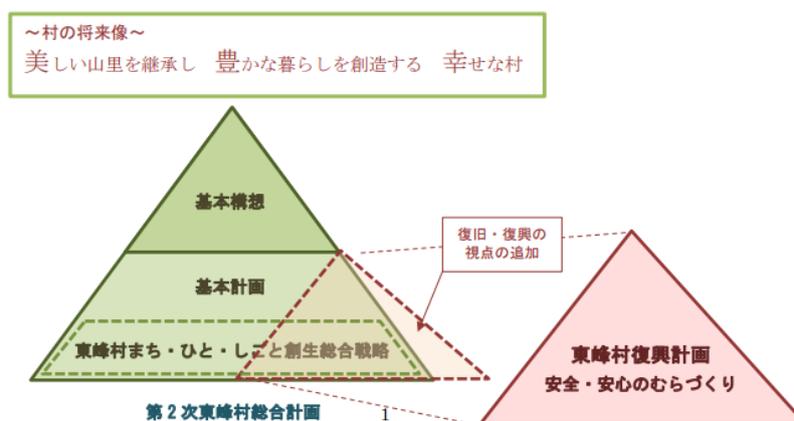


図 東峰村復興計画の位置づけ

（出典）東峰村「東峰村復興計画骨子」

②計画の期間と内容

○計画の目標・期間

- ・ 復興計画は、総合計画や総合戦略を補完することから、計画期間を基本構想及び基本計画の最終年度である平成 36 年度までの 8 年間とし、復旧期・再生期・発展期に区分し、順次計画的に取り組むこととした。
 - 復旧期[平成 31 年度目標]: 被災した住まいや道路、公共施設等の社会生活基盤や農林業等に関わる産業基盤の復旧を行い、再生・発展へとつなげていく期間を想定した。
 - 再生期[平成 33 年度目標]: 復旧期と連動し、復旧期に取り組んだ残りの本格復旧を進めるとともに、災害以前の活力を回復していく期間を想定した。
 - 発展期[平成 36 年度目標]: 本村の発展に向けて新たな魅力や地域の活力を高め、目標である「美しい山里を継承し豊かな暮らしを創造する 幸せな村」を実現していく期間を想定した。
- ・ 復興計画は、策定後の進捗管理を踏まえて現場や状況に合わせた見直しを図るとともに、総合計画における後期基本計画や第 3 次総合計画への改定時には、復興計画の内容を踏まえて継続して復興を進めることとしている。



継続的に安全・安心のむらづくりを進めていきます。

図 東峰村復興計画の期間

(出典) 東峰村「東峰村復興計画骨子」

○計画の基本的な考え方

- ・ 本計画では、本村の安全・安心のむらづくりを目指した復興の基本的な考え方として、以下に掲げる3つの目標を定め、住民の思いや社会的な要請に応え、村の将来像である「美しい山里を継承し豊かな暮らしを創造する 幸せな村」の実現を目指している。
 - 美しい環境の還元・創出（しぜん）
 - 豊かな生業を支える基盤の復興（しごと）
 - 幸せな暮らしを育むつながりの強化（くらし）

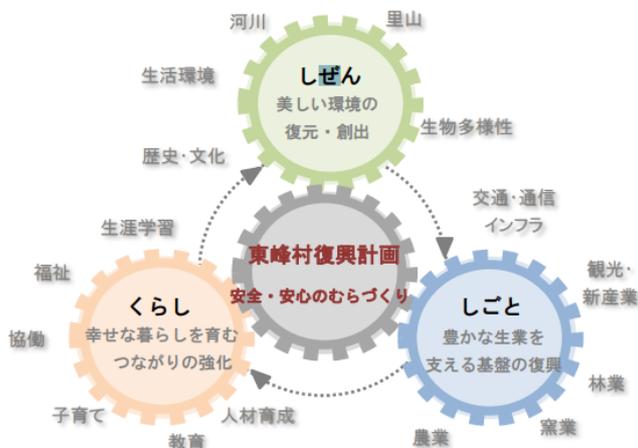


図 東峰村復興計画の基本的な考え方

(出典) 東峰村「東峰村復興計画骨子」

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○復興計画に関わる組織体制

- ・復興計画の策定にあたっては、住民や関係団体、有識者、国・県や周辺自治体など幅広い考え方を取り入れるため、宝珠山・福井・小石原・小石原鼓の4つの地域に分け、住民協議会を設立し、地域と共に被害状況を把握、その対策を協議することで、地域としての復興に対する意向を整理した。
- ・計画への反映の際は、庁内や関係機関における事業との整合を図り、事業化が定まっていないものについても、今後の地域における復興の方向性や取組みの理想像としてとりまとめ、継続的な検討を行うものとした。

○計画の体系

- ・復興計画は、以下に示す基本目標と復興の方向性の体系の下に策定した。

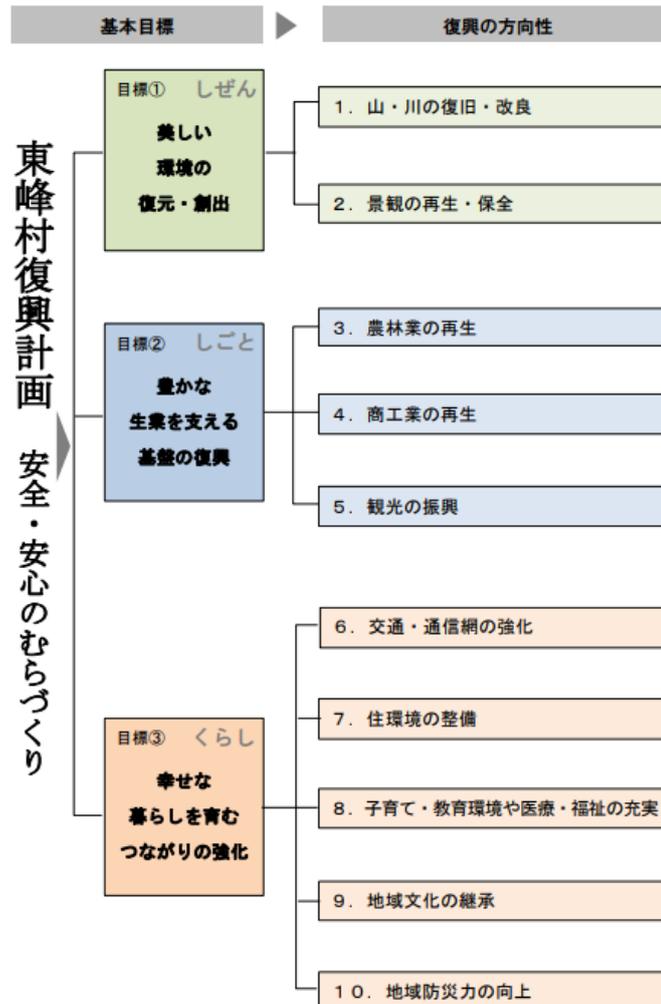


図 東峰村復興計画の体系

(出典) 東峰村「東峰村復興計画骨子」

○東峰村復興計画策定委員会

- ・九州北部豪雨災害からの復旧・復興を目的に東峰村復興計画を策定するものとし、学識経験者や関係団体、地域住民などの意見・意向を反映させるため、平成 29 年 12 月に「東峰村復興計画策定委員会」を設置した。
- ・委員会は、学識経験者、関係行政機関職員、村行政機関の代表者、地域住民の代表者、公共的団体の代表者等で構成された。

表 東峰村復興計画策定委員会委員一覧

区分	所属・役職等
委員長	九州大学大学院 工学研究院 教授
副委員長	村区長会 会長
委員	九州大学 大学院 工学研究院 教授
委員	九州大学 大学院 農学研究院 教授
委員	国土交通省九州地方整備局 環境調整官
委員	農林水産省九州農政局 地方参事官
委員	林野庁九州森林管理局 主席森林官
委員	県（企画・地域振興部） 総合政策課長
委員	県（県土整備部） 河川課参事
委員	村議会 総務常任委員
委員	村教育委員会 教育長代理
委員	村農業委員会 会長
委員	小石原地域住民協議会 会長
委員	小石原鼓地域住民協議会 会長
委員	宝珠山地域住民協議会 会長
委員	福井地域住民協議会 会長
委員	J A筑前あさくら 東峰支店長
委員	朝倉森林組合 職員
委員	村商工会 指導員
委員	村社会福祉協議会 会長
委員	小石原焼陶器協同組合 理事長
委員	村青年団 団長
委員	副村長
オブザーバー	県商工部（商工政策課） 企画広報監
オブザーバー	県農林水産部（農林水産政策課） 企画広報監
オブザーバー	県建築都市部（建築都市総務課） 企画広報監

（出典）東峰村「東峰村復興計画策定委員会」より作成

【20170104】復旧・復興推進計画の策定（大分県）

○計画の内容

- ・ 復旧・復興に向けて、「大分県水害対策会議」を平成 29 年 7 月 14 日に立ち上げた。翌 15 日には中津市、日田市でそれぞれ市長をはじめ市関係者とともに現地水害対策会議を開催し、その後も被災市と意見交換を行い、度々被災現場に出向き状況把握に努めた。これら被災市との連携を踏まえ、現場に応じた具体的な取組や被災市との連携について、平成 29 年 8 月 23 日に「復旧・復興推進計画」として取りまとめ、公表した。
- ・ 同計画に基づき、関係部署が連携するとともに、国や被災市と協力して、迅速な復旧・復興に向けた取組を着実に推進するものとしている。
- ・ 計画では 5 項目「被災者の支援」「農林水産業・商工業等への支援」「教育施設・文化財等の復旧・復興」「社会資本等の復旧・復興」「復旧・復興に係る人的・財政支援」の視点で構成され、それぞれの項目に具体的な取り組み内容が示されている。
- ・ また計画は、今後の復旧状況に応じて、随時見直しを行うとともに、中長期的な復旧・復興対策も含めて検討を進め、計画に反映するとともに、大分県水害対策会議が計画の進捗管理を行い、着実に推進するとしている。

表 復旧・復興推進計画の構成

I 被災者への支援	1 暮らし・住宅再建の支援
	2 医療・福祉・保健衛生
II 農林水産業・商工業等への支援	1 農林水産業の再建
	2 商工業の再生
III 教育施設・文化財等の復旧・復興	1 学校施設・教育の復旧・復興
	2 社会教育施設・文化財の復旧
IV 社会資本等の復旧・復興	1 道路・河川等の復旧
	2 農地・農業用施設等の復旧
	3 治山施設・林道等の復旧
	4 その他施設の復旧
	5 JR の復旧
V 復旧・復興に係る人的・財政支援	1 人的支援
	2 財政支援

(出典) 大分県水害対策会議「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害 復旧・復興推進計画」より作成

【20170105】復興計画の策定（日田市）

- ・平成30年1月に、復旧・復興を速やかに進めるため、平成29年度から平成33年度までの5年間の取組をまとめた「日田市復旧・復興推進計画」を策定・公表した。
- ・「日田市復旧・復興推進計画」は、「被災者への支援」、「農林水産業・商工業への支援」、「教育施設・文化財等の復旧・復興」、「社会資本等の復旧・復興」、「復旧・復興に係る人的・財政支援」、「推進計画の期間と見直し及び進捗管理について」及び「今後の取組」の視点で構成され、それぞれの項目に具体的な取り組み内容が示されている。
- ・また計画は、今後の復旧・復興状況に応じて、計画期間を含め、事業の見直しを随時行い、計画に反映するとともに、本計画の所管課である地方創生推進課に担当者を配置し、計画の推進及び進捗管理にあたるとしている。

表 日田市復旧・復興推進計画の構成

I 被災者への支援	1 暮らし・住宅再建の支援
	2 医療・福祉・保健衛生
II 農林業・商工業等への支援	1 農林業の再建
	2 商工業の支援
III 教育施設・文化財等の復旧・復興	1 学校施設・教育の復旧・復興
	2 社会教育施設・文化財の復旧
IV 社会資本等の復旧・復興	1 道路・河川等の復旧
	2 農地・農業用施設等の復旧
	3 林地・林道等の復旧
	4 その他施設の復旧
	5 公共交通の復旧
	6 内水対策
V 復旧・復興に係る人的支援・財政対策	1 人的支援
	2 財政対策
VI 推進計画の期間と見直し及び進捗管理について	
VII 今後の取組	

（出典）日田市「日田市復旧・復興推進計画」より作成

（3）緊急の住宅確保

【20170106】応急賃貸住宅の提供の実施（日田市）

- ・日田市は災害救助法の適用を受けない被災者に対して、一時的な避難場所を確保するため、国の借上型応急仮設住宅制度を参考に、民間賃貸住宅を借上げて提供した。

表 応急賃貸住宅提供の概要

対象者	水害によって住居が半壊、床上浸水し、居住する住宅がない人
入居期間等	原則3ヶ月（最長2年）
手続き等	・希望する被災者は、市建築住宅課で申込を行い、被災者がアパート等を探し、入居先が決定したら被災者・市・貸主で契約して入居する。

（出典）日田市「半壊、床上浸水の被災者に対し、「応急賃貸住宅」を提供します」より作成

(4) 恒久住宅の供給・再建

【20170107】住宅等の建替え・修繕に対する補助の実施（日田市）

- ・ 日田市は、被災した住宅の建替えや修繕、店舗等の修繕をする際、日田材を利用した建替えや修繕に対し、日田材又は日田家具ポイントを支給する既存の「木づかい促進事業」を増額し実施している。
- ・ 日田家具ポイントは、日田市内で製造された家具と交換できるポイントで、1ポイント1円分となっている。

表 住宅等の建替え・修繕に対する補助（木づかい促進事業）の概要（災害分）

支給対象となる建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建替え <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被災された人が日田材を 15 m²以上使用して建替えをおこなう木造住宅 ・ 修繕 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被災した住宅を 5 万円以上の日田材を使用して修繕 ➢ 上記建替えの対象とならない 15 m²未満の建替え住宅 ➢ 被災した店舗を 5 万円以上の日田材を使用して修繕
支給内容	<p>申請時に日田材か日田家具のどちらかを選択。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替え <ul style="list-style-type: none"> ➢ 最大 45 万円分の日田材、又は日田家具と交換できるポイント ・ 修繕 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 最大 20 万円分の日田材、又は日田家具と交換できるポイント <p>※・既に建替え・修繕工事を終えた方で支給の条件を満たしているものについては、日田家具ポイントの支給のみとなる。（日田材の支給は不可。）</p>
支給条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材使用量のおおむね 80%以上が日田材であること。 ・ 年内に完成すること。（ただし、建替えは年度内に棟上げで可） ・ 日田市内の業者が施工すること。（必ず請負契約を締結すること） ・ 施工場所が日田市内であること。

（出典）日田市「平成 29 年 7 月の大雨により被災した住宅等の建替え・修繕に対する補助について」より作成

(5) 中小企業の再建

【20170108】経営相談会の実施（中津市）

- ・ 中津市は、中津商工会議所、大分県よろず支援拠点と連携して、九州北部豪雨により被災した中小企業・小規模事業者を対象に、資金繰り、売上拡大など経営のことについて、無料相談会「豪雨災害復興支援経営相談会」を複数回にわたり開催した。
- ※「大分県よろず支援拠点」は、国が設置した無料の経営相談所であり、個人事業主、小規模事業者・中小企業の売上拡大、資金繰り改善や知的財産活用など、さまざまな経営課題について相談を受けている (<https://www.yorozu-oita.com/>)。

中津市 × 中津商工会議所 × 中小企業・小規模事業者のための無料経営相談所
大分県よろず支援拠点

豪雨災害復興支援 経営相談会(無料相談)

大分県よろず支援拠点は、平成29年7月5日からの豪雨により被災された中小企業者・小規模事業者の皆様を対象に、復興支援経営相談会を下記のとおり開催いたします。資金繰り、売上拡大など経営のことについて、気兼ねなく、何でもご相談ください。

第1回 7月13日(木)
10:00~16:00
第2回(予定)
7月25日(火)
10:00~16:00

会場：新博多町交流センター
3階研修室
(中津市京町1524)

中小企業・小規模事業者のための無料経営相談所
大分県よろず支援拠点
〒870-0037 大分市東春日町17-20
ソフトパークセンタービル(公財)大分県産業創造機構内
TEL:097-537-2837 <http://www.yorozu-oita.com>

お問い合わせ・お申し込みは、こちらまで！
●電話番号：097-537-2837
●受付時間：9:00~17:00
(土・日も対応します)
Facebook: <https://www.facebook.com/itayorozu>

豪雨災害復興支援経営相談会

図 豪雨災害復興支援経営相談会（相談無料）のお知らせ

(出典) 中津市「豪雨災害復興支援経営相談会（相談無料）のお知らせ」